

『会社もビジネスも変わる新会社法』（第1刷・第2刷正誤表）

本書の記述内容に、以下のような誤り等がありました。謹んでお詫びするとともに、訂正させていただきます。

平成17年9月 かんき出版編集部

注：*印は第2刷では訂正済みです。

頁	箇所	誤	正
24 *	3行目	（なお、 <u>現行法での「株式譲渡制限会社」といった呼び方は、「公開会社でない会社」ということとなります。</u> ）。	（なお、「 公開会社でない会社 」は「 公開会社 」との対比から、一部譲渡制限の場合を含むと考えられますが、 反対の解釈をする説もあります ）。
33 *	最終行から5行目	この「設立に際して出資される財産の価額」には、	この「設立に際して出資される財産の価額 又はその最低額 」には、
45 *	3行目	無過失責任とされています。	無過失責任と 解 されています。
50 *	冒頭の枠囲み「新会社法他」の中	新会社法施行後も、「有限会社」という商号は引き続き使用が認められ、現行の有限会社法での規律が維持される。	新会社法施行後も、「有限会社」という商号は引き続き使用が認められ、現行の有限会社法での規律 と同一内容 が維持される。
51 *	最終行から2行目	従来 of 有限会社法での規律が維持されます	従来 of 有限会社法での規律 と同一内容 が維持されます
54 *	6～7行目	なお、新会社法では株式譲渡制限のない会社を「公開会社」と呼び、 <u>これは株式上場の有無とは関係ありません。</u>	なお、新会社法では株式の 全部または一部 に譲渡制限のない会社を「公開会社」と呼び ます (23～24頁参照)。
59 *	最終行から8～9行目	(232条ノ2第1項)。	(232条ノ2第1項 新303条2項)。
64 *	最終行から3～4行目	議決権行使書の交付が	議決権行使書 面 の交付が
67 *	最終行から7行目	個人保障	個人保証
同 *	最終行から3行目	(新331条)	(新331条 参照)
69 *	図表の中(2箇所)	取締役会(1名可)	取締役(1名可)
70 *	13～14行目	公開会社でない会社です(新2条5号)。	「 公開会社でない会社 」と 解 され ま ず(新2条5号)。しかし、 反対の解釈をする説もあります (23～24頁参照)。
72 *	最終行から8行目	しかし、現行法ではその明文はなく、	しかし、現行法では 委員会等設置会社以外 にはその明文はなく、
73 *	図表の中	概要が事業報告書に記載される	概要が事業報告に記載される
同 *	最終行から2行目	事業報告書(現行法の「営業報告」	事業報告(現行法の「 営業報告書 」

		は、	は、
80 *	冒頭の枠囲み「現行法」の中	取締役の利益相反取引は取締役会の証人が必要である。	取締役の利益相反取引は取締役会の承認が必要である。
86 *	最終行から3行目	責任はあるものの訴訟によって会社に損害が生じるのかなどは	株主に不正図利（利益を図る）または加害の目的があるというのかなどは
同 *	最終行	、前述の訴訟追行により会社に過大な損害が生じるような場合には代表訴訟ができないと定められていることもあり、	、株主が不提訴理由を知って対策を講じられるように、
97 *	最終行から3行目	保障	保証
98 *	12～13行目	保障	保証
100 *	最終行から4行目	身分	身内
103 *	2行目	みなし会社	みなし大会社
同 *	9行目	これを受けて新会社法では、会計監査報告は定時総会招集通知に際して株主に提供しなければならないとしています（新398条、新437条）。	この点は、公告に関する法務省令で定めることになると思われます。
107 *	最終行から11行目	委員会等設置会社	委員会設置会社
118 *	2行目	株式間	株主間
136	8行目	したがって、株主となるのは払込みの翌日とされ	したがって、株主となるのは払込期日とされ
158 *	最終行	所有株式と異なる株式の	所有株式と異なる種類の株式の
161 *	冒頭の枠囲み「現行法」の中	一定の少数株主の行使要件は、	一定の少数株主権の行使要件は、
同 *	最終行から10～11行目	総株主の議決の	総株主の議決（数）の
176	11～12行目	新株予約権証書の	新株予約権証券の
同	17～20行目	消却を、取得とその結果保有した自己新株予約権の消却とすると、消却するには取得することが必要になります。その場合に対価を要するときは、株式を交付することができます（新236条1項7号ニホ）。	消却するには新株予約権を取得することが必要になりますが、その場合に対価を要するときは、株式を交付することができるものとされています（新236条1項7号ニホ）。
177	図表の中	償却は、自己新株予約権の取得 + 自己新株予約権の消却	消却は、新株予約権の取得 + 自己新株予約権の消却
188 *	最終行から8行目	社債管理会社となる社債発行会社と社債管理会社間の	社債発行会社と社債管理会社間の

201 *	7 行目	(<u>新</u> 289条 2 項)	(289条 2 項)
219	図表の中「現行法」	利益処分、中間配当金 1 / 10 <u>以上</u>	利益処分 1 / 10以上 、中間配当金 1 / 10
238 *	最終行から 3 行目	単なる財 <u>資</u> 取得ではなく、	単なる財 産 取得ではなく、